

第 2 2 回小浜市農業委員会議事録

とき令和 4 年 3 月 2 8 日（月）午後 1 6 時 0 0 分

ところ小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番赤尾裕子	2 番松井和幸	3 番東清俊
4 番和田千代		6 番早俊夫
7 番福永吉孝	8 番河嶋幸男	9 番岡田昌樹
10 番西田尚夫		

欠席委員

	5 番松尾志信	

遅刻委員

出席事務局田中事務局長、北村 G L、奥村、田中

令和 4 年 3 月 2 8 日（月）午後 1 6 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 2 2 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第 9 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 9 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 9 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 9 6 号現況証明申請について

議案第 9 7 号空き家に付属した農地に限定した農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について

議案第 9 8 号農用地利用集積計画の承認について

報告第 1 6 号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

報告第 1 7 号制限除外農地の移動届出による受理通知書の発行について

報告第 1 8 号非農地判断について

【議長】ただいまより第22回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より3月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番福永委員、8番河嶋委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、3番東委員、4番和田委員でした。それでは、『議案第93号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第93号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第94号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第94号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第95号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第95号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第96号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、申請を許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 9 6 号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第 9 7 号空き家に付属した農地に限定した農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、申請を許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 9 7 号空き家に付属した農地に限定した農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第 9 8 号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。なお、〇〇にかかる 1 番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第 1 0 条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。1 番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】 続きまして、1 番委員関連について審議を行いますので、1 番委員は退室してください。

<1 番委員退室>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、1 番委員の内容に関する事

について承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、1番委員に関する内容については原案どおり承認とさせていただきます。1番委員は入室してください。

<1番委員入室>

【議長】それでは残る内容についてご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第98号農用地利用集積計画の承認について』承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第98号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『報告第16号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】続きまして、『報告第17号制限除外農地の移動届出による受理通知書の発行について』事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】続きまして、『報告第18号非農地判断について』事務局の説明をお願いします。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【9番委員】報告17号の制限除外農地の移動届出というのいまいちちょっとかいつまんで。

【事務局】制限除外農地の移動届出というのは、まず制限除外農地というのは何の制限除外かといいますと、農地法によると農地を農地以外に転用してはならないという制限があるんですけどそれが除外されている農地ということなんです。本来ですと転用の許可がいるんですけど200㎡未満の農業用施設の場合は制限から除外しますということが書かれています。そういうことで転用許可はいらないんですけど、農業用施設が建っているということで違反転用ではないという届出というものがあまして、近年、農地法に書かれていないものでもあるので、農振法に関係するものでなければ、農振農用地でなければ、特段こういったものは出してもらってはないんですけど、こういう届出もごさい

ます。

【9番委員】大体分かりました。それって行為の後、先というのは関係ないんですか。今回の場合は農業用施設というのは後なんですか、先なんですか。

【事務局】本来ですと施設を建設する前に届出をするのが本来ではあります。ただ今回はもう既に建っています。なので顛末書を付けていただいて届出を受理いたしました。

【9番委員】そうすると届出は出てきたけど、届けを出しておかないと違法なのか。

【事務局】違法というわけではないんです。

【9番委員】それはほうっておいても問題ではないのか、というところが気になった。先に建ってしまっているんで、200㎡未満の農業用施設ではあると転用もいらぬし、届出を出すことによってクリア出来るけど届出も出さなくていいということだとわざわざ出す必要はないんとちゃうか、ということをお聞きしたかった。

【議長】本来は出してもらわないといけぬが。

【事務局】もっと詳しい事情を申し上げますと、〇〇さんはこの土地を地目変更したかったんです。今、田なんですけど登記地目を宅地に変えたかったんですけど許可不要なので、転用許可はいらぬんですけど、こういったもので農業用施設が建っているということを届出して農業委員会から受理通知書を出させてもらいました。

【9番委員】そうすると一番心配していたのは、今回は農業用施設やと言っているけど農業用施設で無くなった場合はどうなるん？ということをお聞きしたかった。多分、今のを聞くと地目変更をしたいんや、ということは裏に何かあるような気がしたのでそうすると今回これは農地になっているとすると、次、例えば所有権移転とかする場合はどうなる。地目はあくまでも農地なんですか。登記簿上は宅地になってしまうんやけど。

【事務局】それは法務局の判断によるかなと思います。

【9番委員】そうすると農地台帳にはどうなるんですか。

【事務局】農地台帳上は今のところは消えていません。

【9番委員】届出が出ると消えるんですか。

【事務局】この届出が出ても農地台帳からは消えません。

【9番委員】そうすると次に他の目的で使用しようとするると農地転用から要ることになる理解でいいということですね。

【事務局】いますね。

【9番委員】今建ってて200㎡未満やのに出てくるのおかしいと思う。本来何もしなくてもいい。でも出てくるということは何か企んでるんじゃないかと

思ったんで。早委員さんどうですか。

【6番委員】通り道なんで、多分、〇〇さんというのはそういう土木関係の仕事をしてられるので、そちらの方から気づきがあって、こういう申請をされたんやないかなと思っています。普通、一般の人やとこんな申請しないですし。

【9番委員】大体分かりました。200㎡未満を5回に分けてもいいのか。

【事務局長】小屋を建てるのにも理由があるので。

【9番委員】さっきの〇〇さんの場合やと明らかに農業用施設やと分かるやないですか。面積が1,066㎡だったか、それは転用してもらったほうがいいと思う。

【事務局長】申請が虚偽かどうかというのはなかなか介入できないので、もし虚偽申請であれば別の法律で罰せられることになるので。

【9番委員】罰せられるし、無効になる。

【事務局長】制限除外届が農業用施設ということであれば、受理せざるを得ない。

【9番委員】分かりました。

【議長】それでは次いかせてもらいます。地域おこし協力隊の活動報告についてお願いします。

<地域おこし協力隊の活動報告>

【議長】では、来月の日程をお願いします。

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第22回農業委員会を終了させていただきます。